

町税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

●換価の猶予

町税を一時に納付することにより
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは・・・



その町税の納期限から6か月以内に、町税務課に申請することにより、
1年以内の期限に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※換価とは、差押えた財産を金銭に換えて、滞納となっている税金に充当するための強制的手続きのことです。
※申請する町税以外に、既に滞納となっている町税がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

●徴収の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したとき
- ③事業を廃止し、又は休止したとき
- ④事業について著しい損失を受けたとき

などにより、町税を一時に納付することができないときは・・・



町税務課に申請することにより、1年以内の期限に限り、
徴収の猶予が認められる場合があります。

●猶予が認められると・・・

- ・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。
- ・猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

猶予を受けるための手続については裏面へ

● 猶予を受けるための手続

▼ 提出する書類

- ① 「換価の猶予申請書」または「徴収の猶予申請書」
- ② 「財産収支状況書」（猶予を受けようとする金額が50万円以下の場合）
- ③ 「財産目録」及び「収支の明細書」（猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合）
- ④ 担保の提供に関する書類
- ⑤ 災害などの事実を証する書類

▼ 申請の期限

- ① 換価の猶予：猶予を受けようとする町税の納期限から6か月
- ② 徴収の猶予：申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

▼ 担保の提供

猶予の申請をする場合、猶予を受けようとする金額に相当する担保（土地、建物、有価証券、保証人など）を提供する必要があります。ただし、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が50万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 上記の担保として提供することができる種類の財産がないなど特別な事情がある場合

● 猶予期間と分割納付

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、合理的に町税を完納することができるものと認められる期間に限ります。

なお、猶予を受けた町税は、**原則として猶予期間中に分割して納付する必要があります。**

お問い合わせ・納税に関するご相談は

時津町役場 税務課 納税係

TEL 095-882-2211